

令和4年7月25日招集

令和4年 第7回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

*7 令和4年第7回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第7回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年7月25日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番 大江 正好	2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功
7番 庄 子 裕 絵	8番 高 岡 貞 雄	9番 仲 野 孝 藏
10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春	12番 岡 田 邦 弘
13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇	15番 大 内 恒 一
16番 小 野 博	17番 岡 田 和 敏	18番 瀬 野 幸 太 郎
19番 菅 原 繁 治		

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第13号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第14号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第36号 非農地証明願いに係る証明について
- 第 7 議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第39号 農用地利用集積計画について
- 第 10 議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 11 農地あっせん委員会の報告
- 第 12 農地転用委員会の報告
- 第 13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地主査兼係長	松 岡 義 朗	主 任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和4年第7回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、4番東海林光輝委員、5番高岡茂雄委員、6番寒河江一浩委員の3名であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

2番本田勝彦委員、3番門脇功委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第6回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第13号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第40号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和4年、第7回東根市農業委員会定例総会議案を、議案書に基づき、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第13号農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号 8 番、申請者住所氏名、東根市大字野田●●●●●、●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字野田字中シマ●●●●●。地目：畑、面積：645 m²の内 29.66 m²、土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農業用車庫を設置する、所要面積：農業用車庫 29.66 m²。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、3 件であります。

報第 14 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 48 番、土地の所在：六田二丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,239 m²の内 1,600 m²。賃貸人住所氏名：東根市六田二丁目●●●●●、●●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4、株式会社 H I G U M A ファーム 代表取締役 熊沢儀行。解約後の利用：第三者に売却であります。

以下、受付番号 49 番から 50 番までの 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は 1 件です。

議第 36 号、非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係

受付番号 2 番、土地の所在：大字野川字中向●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：原野、地積：801 m²。所有者：東根市大字野川●●●●●、●●●●●。非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無（不詳）、転用許可事由：その他非農地であります。

7 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、1 件です。

議第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 67 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,577 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●●、●●●●●。事由：労

力不足、経営面積：33 a。譲受人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●●、●●●●●。

事由：経営規模拡大、経営面積：797 aであります。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。

議第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号25番、土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積1,463 m²の内169.37 m²。譲渡人（貸し人）住所氏名：東根市鷺ノ森一丁目●●●●●、●●●●●、職業：会社役員。譲受人（借り人）住所氏名：東根市大字東根甲4460番地の3。株式会社平山設備工業、代表取締役、平山光男、職業：水道工事業。転用後の主要目的：資材置場、通路等 所要面積計4,050.26 m²。備考として、賃貸借権設定、併用地有があります。

以下、受付番号26番から13頁の受付番号30番までは、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14頁をお開き下さい。

只今説明いたしました、例外確認申請、非農地証明願い及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思います。15頁をお開き下さい。今月の農用地利用集積計画案件は、4計画です。

議第39号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16頁をお開き下さい。農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号25番、土地の所在：大字野川字新野川●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,198 m²。売人住所氏名：東根市白水一丁目●●●●●、●●●●●。

買人住所氏名：東根市神町西三丁目●●●●●、●●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和4年7月25日。対価、総額：250,000円、支払い方法：現金。支払期限：令和4年7月25日、引き渡し時期：令和4年7月25日。買人の耕作面積は165 aであります。

以下、受付番号26番の1申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略さ

せていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 208 番、土地の所在：大字観音寺字向田●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：675 m²。貸人住所氏名：酒田市北里町●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市神町東三丁目 8-10-111 号室、一家農園株式会社 代表取締役 菅原信広。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 4 年 7 月 25 日、終期：令和 14 年 7 月 24 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円、10 年新規。借り人の耕作面積は 275 a であります。

以下、受付番号 209 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 1 計画であります。

議第 40 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。19 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 41 番、土地の所在：大字藤助新田字前河原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,047 m²他 1 筆。貸人住所氏名：神奈川県横浜市青葉区元石川町●●●●、●●●●。借人住所氏名：河北町谷地庚●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 4 年 7 月 25 日、終期：令和 14 年 11 月 30 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円。農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 5 件の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。9 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 7 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いた

します。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請1件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る7月15日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。このたびの、所有権移転の許可申請についてですが受付番号67番の申請事由は、経営規模拡大となります。

このたびの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

2番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を7月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、非農地証明願い1件、農地法第5条による許可申請6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る7月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、

受付番号2番については、現状、河川の堤防道路沿いにある農地であり、アカシアの樹が繁茂するなど原野化している土地でありました。当該地については、非農地証明事務処理要領第3条第5号、森林の様相を呈しているなど、農地への復元が困難な土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号25番及び30番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号25番は既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲で資材置き場、受付番号30番は集落に接続して、建売分譲を整備するものであります。

なお、受付番号30番の農地区分については、転用委員会時には事務局より第二種農地と

の説明を受けましたが、その後、県からの指導で第一種農地となりました事を報告致します。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

受付番号 26 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、貸駐車場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)」 b に該当

受付番号 29 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500m から最大 1 k m までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、工場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号 27 番及び 28 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 27 番は宅地分譲、受付番号 28 番は貸資材置き場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは 15 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【13 番 栗原洋幸委員】

13 番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 37 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 38 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17 番岡田和敏委員】

17 番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 36 号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要綱第 3 条第 4 号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第 39 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしているものと認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10 番石山一穂委員】

10 番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 38 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 39 号については、水田及び畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 40 号につきましては、地域の中心となる担い手等に貸与するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 13 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 14 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 36 号、非農地証明願いに係る証明について、議第 37 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 38 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 39 号、農用地利用集積計画について、議第 40 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、以上 5 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 36 号から議第 40 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認すること、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 36 号から議第 40 号については、承認すること、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 4 年第 7 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 35 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員